

こんなときは兵庫県弁護士会へ

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、市民の皆様のご要望にお応えしています。

犯罪被害にあったとき



犯罪被害者やその遺族の方への無料相談

犯罪被害者支援センター
078-341-8227

訴えられたとき



裁判等の当事者対象の無料相談

民事・家事事件当番弁護士
078-341-5000

借金・生活



借金による多重債務についての相談

神戸 078-341-1717
西播磨 079-286-8222
阪神・伊丹・川西・宝塚 06-4869-7613

高齢者・障がい者相談



高齢者・障がい者についての専門法律相談。来所・出張・電話相談可

高齢者・障害者総合支援センター
078-341-0550

逮捕されたとき (当番弁護士制度のご案内)



逮捕された方への当番弁護士派遣のお申込み

神戸 078-341-2940
阪神 06-6412-8030
明石 078-360-6056
播磨 079-224-7115
但馬 078-360-8301

法律相談したい



県下13箇所の相談所での弁護士による一般相談窓口。どこへ相談して良いか分からないという方はまずはこちらへ

総合法律センター

神戸 078-341-1717
西播磨 079-286-8222
阪神・伊丹・川西・宝塚 06-4869-7613
北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波 078-351-1233

住宅でもめているとき



住宅紛争審査会での住宅紛争処理手続きについて

問合せ 078-367-3616
申込み 0570-016-100

仲裁・裁判外の解決 (ADR)



紛争解決センターによる和解あっせん制度のご紹介

問合せ
078-341-8227

遺言・相続



遺言や相続に関する無料電話相談窓口

遺言・相続センター
078-382-4115

中小企業相談



売掛金の回収や事業承継など中小企業にまつわる無料相談窓口

ひまわり中小企業センター
0570-001-240

消費者被害にあったとき



商品先物、証券取引、マルチ商法、インターネット取引、欠陥商品、欠陥住宅など、消費者被害に関する専門相談窓口

消費者被害救済センター
078-341-1810

労働相談



解雇や雇止め、賃金等の未払いなどでお困りの方のための労働相談窓口

総合法律センター又は法テラス兵庫
050-3383-5440

子どもに関する相談



いじめ、体罰、虐待、不登校、校則、少年事件などについての相談(無料)

子どもの悩みごと相談
078-341-8227

DV相談



DVとは何かのご説明や、支援の法制度、相談窓口などのご案内

総合法律センター又は法テラス
DV等被害者法律相談援助制度の申込
0570-079-714

空き家対策支援センター



空き家に関する法律問題に対応できる弁護士の紹介、自治体等での空き家問題セミナーへの弁護士派遣などを行います

空き家対策支援センター
078-341-5110

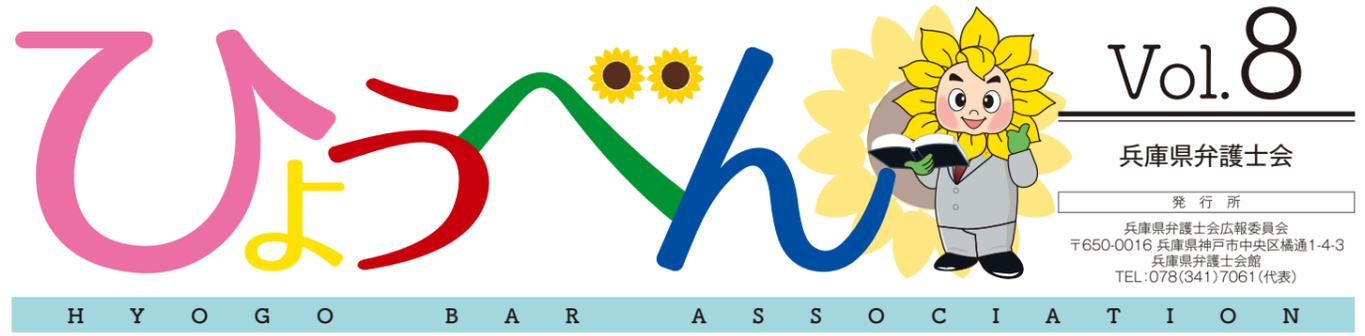
どの窓口かわからない場合でも、まずは、兵庫県弁護士会までお電話ください。

兵庫県弁護士会館

〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3

TEL:078-341-7061

兵庫県弁護士会
イメージキャラクター
ヒマリオン
Since2001



人間社会で動物が一番弱い立場にいる。

動物が大切にされる社会でなければ人間も幸せになれるはずがない

杉本彩さんと会長の対談



女優の杉本彩さんは、ダンサー、実業家、作家など多彩な活躍をしていることは周知の通りだが、自ら立ち上げた公益財団法人動物環境・福祉協会EVAの理事長を務めている。啓発活動で全国を駆け回り、動物愛護管理法等の改正にも深く関わっている(著書『動物は「物」ではありません!』:法律文化社、『それでも命を買いますか?』『動物たちの悲鳴が聞こえる』:ワニブックスPLUS新書)。今般、兵庫県弁護士会主催の市民シンポジウム『人と動物の共生社会をめざして』にお招きし、動物殺傷・虐待の生々しい実態や、あるべき法制度について語っていただいた。この機会に弁護士へのメッセージを頂戴した。



■まず、ありのままの事実を知ること

津久井 シンポジウムに先立ち、神戸市北区のしあわせの村の中にオープンした「こうべ動物共生センター」への視察にご一緒させていただきました。保護されていた犬も猫も、杉本さんにはすぐになつてましたね。人に警戒心の強い犬も杉本さんにはすぐ打ち解けていた、と職員さんも驚いていました。

杉本 人間は空気を読むのが苦手な人もいますが、動物って人の気を読みますよね。人間がどうしようとしているのか察知できるんです。私の方も、動物のしっぽの動き方を見れば「あ、この子はリラックスしているな。警戒しているな。」というのは、すぐ分かります。まず互いを知ることがコミュニケーションの前提です。

津久井 漫画『しっぽの声』は、ビックコミック・オリジナルで連載が始まった時から読んでます。担当副会長は全巻大人買いして読みました。動物の殺処分、生体展示販売の残酷さ、繁殖業者等の虐待などをテーマにした問題提起の作品ですが、第1話からとてもショッキングな描写でした。どういう経緯でこの作品に協力をするようになったんですか。

杉本 EVA主催の啓発イベントにご参加された小学館の編集長さんが「活動に共鳴した。いつか仕事として発信したい。そのときは一緒に頑張りましょう」と熱い声を掛けて下さったんです。2年越しで企画を練った上で協力依頼がありました。原作の段階から関わって、毎号アドバイスをさせていただきます。虐待の実態の部分は確かにショッキングに思われるかも知れません。でも、ぜんぜんデフォルメではなく、ありのままのリアルな事実をモチーフにしています。

■EVAの精力的な活動

津久井 「EVA」という団体名は杉本さんがご自身で考えて付けたお名前だそうですね。

杉本 ええ。ラテン語で「命あるもの」という意味です。「Every animal on Earth has a right to live」というのは後付けです(笑)。「動物環境・福祉協会」という言葉も、動物の福祉(アニマルウェルフェア)の向上が絶対に必要だという理念があって付けました。動物に対する福祉の水準が高ければ、人間の福祉も高水準に違いないと思うのです。

津久井 EVAではどんな活動をなさっているんですか。

杉本 社会に対する啓発活動を中心に、動物愛護管理法の改正に向けた政策提言や、虐待事案における告発や情報発信などを行っています。たとえば、動物愛護管理法44条1項で定めている動物殺傷の罪の厳罰化を求めてロビー活動も積極的に行ってきた結果、これまで「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」だったものが「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」と倍以上の重さになりました。44条2項の動物虐待の罪の中には1年以下の懲役も加わることになりました。この改正法は令和2年6月1日から施行されています。

津久井 すごいですね!そういえば、全国初とされる兵庫県警の「アニマルポリスホットライン」も杉本さんが関わっていると聞きました。

杉本 十三の映画館で、ある動物愛護をテーマにした映画の上映会があり、お越しになっていた兵庫県議の先生が、動物虐待事件を捜査するアニマルポリスが必要という私の話を聴いて「兵庫県でもアニマルポリスを作りませう!」と会場で発言されました。それをきっかけに、県知事も会うことになり、一気に創設となりました。でも、まだ電話相談窓口(アニマルポリスホットライン)が設置されただけで、積極的な取り締まり活動につながっていないのが現状です。制度をつくるだけではダメです。一歩進んでは一歩後退、簡単なことではありません。

津久井 そこまで杉本さんを突き動かす思いは何なのでしょう?



杉本 私も以前は、個人的な保護活動をしていました。東京では、飼い主のいない猫を保護し、不妊・去勢手術をしたあと譲渡活動を行っていました。私は身近でできる活動はやり尽くしたと自負しています。でも、2005年に広島のカブパークが破綻し数百匹の犬が放置され、無残にも餓死・共食い・病死等が発生する事案が起きました。私はそのとき、事業者の構造や流通の仕組み、動物の大量生産等の大きな仕組みに根源的な問題があること、その背景として法律や制度が甘すぎることを知りました。そこで、社会の根本的な原因に取り組んでいかなければならないと気付き、自分の社会的役割を考えて啓発活動を中心に据えました。活動に取り組みながら、一人では太刀打ちできないと分かり、組織をつくることにしました。

■弁護士への期待

津久井 EVAでは動物の保護活動などは行っていないのですが、啓発に止まらず、大阪で飼い猫に大やけどを負わせた虐待事案では告発をされ、不起訴処分後は検察審査会に嘆願書の提出を呼び掛けたり、起訴相当の議決が出たことを積極的に社会発信したりするなど、具体的な事案にも深くコミットされていますね。

杉本 せっかく法律が改正されたのに、それがきちんと反映されなければ厳罰化の意義を損なうこととなります。この件の議決書には「猫を飼うということは新たな家族を迎え、その命を預かるということであり、その命は人間の命と何ら変わらない。」という一文があります。私は、人間の社会で一番弱い立場にいる動物の命が守られなければ、人間が幸せになれるはずがないという強い思いを持っ

ています。今回、司法の手続きの中で私たちと同じ温度感で理解を示して下さいたこの言葉に感動し、私は涙が止まりませんでした。弁護士の方々にも大事な局面で適宜アドバイスやお手伝いをいただいて本当に感謝しています。

津久井 弁護士に対してどんなイメージをお持ちですか。

杉本 正直、敷居が高いという印象を持っていました。芸能活動をしていたときには弁護士さんにお目にかかる機会もほとんどありませんでした。でも、動物保護に関わるようになって、告発状を作成するにも、具体的な虐待事案にコミットするときにも、法改正のポイントを理解する上でも、弁護士さんの力が必要となります。以来、密にお付き合いをするようになりました。でも、社会活動はいくら活発に展開してもお金にはなりません。弁護士の先生方の善意に頼っている面もあって、そこが悩みでもあります。細川敦史先生はいつも力になって下さり、とても心強い存在です。感情的に考えがちな私たちに、弁護士は常に冷静に助言をするという固定観念を持っていましたが、細川先生に出会って、心の中の思いや温度感にも共感をしてくれる弁護士もいるんだと知りました。

津久井 弁護士へのメッセージがあればお聞かせ下さい。

杉本 法改正は簡単なことではありませんが、作れば良いというものではなく、法令を遵守していない事業者に、指導、勧告、改善命令や業務停止、登録取消し等の行政処分など、厳格な運用がされなければ変わりません。それでも解決しなければ法律の専門家である弁護士の力が絶対に必要です。弁護士の方々には、人生をかけて社会のために活動している人々がいることを知って欲しいし、誠実に頑張っている人の力になって欲しいと思います。

(対談日 2021/9/23)



ご挨拶 兵庫県弁護士会 会長 津久井 進

杉本彩さんをお招きするシンポジウムは、前年度以来の悲願でしたが、こうして実現できて嬉しく思います。私は災害を中心に会務活動に取り組んできましたが、ペットと共に避難することの難しさ、災害で共生が失われる悲しみ、あるいは、2010年の口蹄疫禍や2011年の福島原発事故で犠牲になった家畜等の命の問題などに向き合った経験を想起しました。杉本さんには、命を大切する基本的な意義をあらためてご教示いただき、感謝しています。これを機に、人と動物の共生の視点から様々な法的課題を考えていきましょう。